

令和元年度第 1 回太子町社会教育審議会議事録

日時 令和 2 年 2 月 4 日（火） 午前 9 時 30 分

場所 太子町役場行政棟 3 F ホール

太子町教育委員会社会教育課

令和元年度第1回太子町社会教育審議会議事録

会議内容

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 会議録署名委員の指名
5. 議題
 - 1) 太子町指定文化財の指定について
 - 2) 太子町立町民体育館の使用料及び使用許可の制限の見直しについて
6. 閉会

出席した委員	室井美千博	中村信義	横山郁子
	大高かず子	中村 薫	廣田ちなみ
	科野賢子	藏屋 誠	大島八重
	西 桂（専門委員、日本庭園史家）		

欠席した委員	山本治之	上田初生	鈴木 浩
	長谷川洋一		

事務局員	教育長 沖汐守彦
	教育次長 榮藤雅雄
	社会教育課課長 田中幸代
	町民体育館長 津田剛史
	社会教育課主査 海野浩幸
	社会教育課主査 横田大輔
	社会教育課主事 河岸和樹

○事務局

それでは、定刻が参りましたので始めさせていただきます。本日は、第1回太子町社会教育審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。会議の・進行につきまして、お手元にお配りしている次第の順に進めさせていただきたいと思います。開会にあたりまして、太子町教育委員会教育長 沖汐守彦がご挨拶致します。

○沖汐教育長

改めまして、皆様おはようございます。大変ご多用な中、社会教育審議会をご案内しましたところ、このように多数参加いただきありがとうございます。今、中国で新型コロナが流行っており、日本もオリンピックがどうなるかも含めて、本当に大きな社会問題になっています。感染を止めるというよ

りは、発症したらその時に適切な処置をしていくというような方法になってきていると思います。太子町においても対策会議を開催し、適切で迅速な対応をできるように周知等を含めて対応をしているところでございます。

今日は、太子町の指定文化財ということで1点、もう1点は、町民体育館が大変古くなっており耐震化も出来ておりませんでしたので、今年度大規模改修を全面的に行っています。それに伴って、トレーニングルーム等々も1千万単位のお金を入れまして、施設の充実もなされております。そのような中で、施設料がこれでいいのか、適切なのか、あるいは、行革のなかで、費用弁償の問題等を含めて、見直しをする時期が来ていますので、今日この後、正式に諮問をさせていただきますので、それぞれのお立場で意見をいただいて、太子町社会教育がより充実していくようご指導ご支援いただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、当審議会 室井会長にご挨拶頂きます。

○室井会長

改めまして、おはようございます。本日はお寒い中、またご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。そして、西先生にはお時間頂きまして本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。本日は、諮問あり、ということでお集まりいただきましたけれども、このように社会教育審議員が一堂に会するというのは、平成30年4月25日、3時から委嘱状交付ということで集まって以来ということになります。今般社会は変化していております。社会教育の課題が多く、また大きくなっていております。その中では、残念というか複雑な気持ちがあるわけですが、この点に関しましては、また、別の機会があれば申し上げさせていただきたいと思っております。本日は諮問につきまして、十分な審議をしていただきたくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、委員の皆様の紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

○事務局

本日は西委員を含めて10名の委員にて審議を行っていただきます。委員の2分の1以上が出席されていますので、太子町社会教育審議会条例第6条の2項の規定により、会議が成立致します。

それでは、ただいまより令和元年度第1回太子町社会教育審議会を開会致します。本日の議事に移らせていただきます。太子町社会教育審議会第6条第1項「会長は会議の議長となる」とありますので、室井会長に議長をお願いいたします。それでは、室井会長、どうぞよろしくお願い致します。

○室井議長

それでは、議長を務めさせていただきます、審議には相応の時間がかかるかと思いますが、円滑な

進行にご協力をよろしくお願い致します。本日の議事は手元の次第に沿って進めていきますけども、議事に入る前に、太子町社会教育審議会規則第4条第2項の規定によりまして、会議録署名委員を指名致します。本日の会議の記録署名委員には、中村薫委員と廣田ちなみ委員にお願い致します。それでは教育長より諮問をお願い致します。

○沖汐教育長

失礼致します。私の方から2点諮問させていただきます。

(諮問書を朗読し、議長に渡す)

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○室井議長

承りました。

○事務局

失礼します。教育長はここで退席させていただきます。また、横山委員におかれましても、この後審議致します太子町指定文化財の指定の当事者でいらっしゃいますので一時別室にて待機いただきます。

○沖汐教育長

よろしくお願いいたします。

(沖汐教育長及び横山委員退席)

○室井議長

ただいま教育長より太子町指定文化財の指定について、太子町立町民体育館の使用料及び使用許可の制限の見直しについての諮問をお受け致しました。まず、太子町指定文化財の指定について審議したいと思います。事務局より説明をお願い致します。

○事務局

では、議題1番の太子町指定文化財の指定についての概要を説明させていただきたいと思います。まずお配りした資料について確認させていただきます。まず1枚目が諮問候補物件の概要、続きまして横山家庭園について西委員による所見の書類、参考写真、測量平面図、この4点を資料として前日配布させていただいております。ご確認ください。過不足なければご説明に移らせていただきます。

今回、諮問させていただく物件につきましては、横山家の庭園となっております、太子町あるいは兵庫県、国等の指定にかかっていない未指定の物件ではありますが、文化財として所在しております。種類といたしましては、建造物で庭園の指定を受けている物件もあるのですが、今回の場合は、庭園としての指定を考えております。所在地といたしましては、太子町阿曾にあります。個人が庭園所有

者となっております。概要と特色と致しましては、所見の調査をまとめていただいた西先生からご説明していただくこととしまして、諮問の理由としましては、まず1点、太子町の文化財の条例に基づいて所有者から申請がありました。また、専門員の調査や文献等において価値があるとまとめられています。かつ、土地を伴う物件については、範囲が明確に示されているというところで、この3点から、町指定の文化財として指定し、保存、保護を図る必要があると考えられます。調査の経緯としては、資料にございませんが、7月26日付けで、所有者より相談があり、指定申請がございました。その後、8月中に、学識経験者の照会等を県に依頼しまして、西先生を紹介いただき、調整をし、9月4日に初回の調査、9月18日に価値を明らかにするために、剪定等を行いました。10月3日に測量、写真撮影あるいは所有者からの聞き取り調査を行い、その後、西先生により書類をまとめていただいたという次第でございます。

では、所見につきましては西先生の方からご紹介いただきたいと思います。

○西委員

2枚目の所見について、庭園は、日本庭園の中では池泉庭園、水を使った庭ということになります。池泉庭園と枯山水庭園と茶庭という3つの様式に分かれるかと思いますが、これは横山家の庭園は池泉鑑賞式庭園、池泉でも回遊式の庭とか、船で周遊式の庭園といろいろ種類がありますけれども、こちらは池泉鑑賞式庭園、座敷からじっくりと眺めるという庭でございます。作庭時期につきましては、はっきりとした時期は分からないのですが、ご承知のように横山家は、江戸時代は田寺氏としてこの地域の大庄屋の名家でございます。現在は横山家になっていますが、少しお聞き致しますと、明治維新になってから、少し変動があり、家運が傾きまして、それを見かねた横山家に嫁いでおった「みつ」という方が家を取りまして、直系の豊彦さんあるいは先代の一三さんが横山家に改姓したということで現在は横山家になっております。けれども、庭が作られた当時は田寺家、田寺氏ということになるかと思いますが。庭園は、全国的にまた、兵庫県におきましても大庄屋に作られるというのは、江戸時代の中頃、宝暦年間くらいから次第に庄屋にも大庄屋という豪農にも作られるようになっております。右の方にもその例を書いておりますが、兵庫県で見ますと、宝暦年間から文化年間頃にかけてたくさん作られております。非常に参考になるのは同じ龍野藩で、現在たつの市になっておりますけれども、八瀬家の庭でございます。これは現在たつの市に所有が変わっておりまして旧八瀬家ということになるかと思いますが。建造物としての指定ではありますが、庭を含めて指定されているという形です。庭園は文化財の名勝でございます、八瀬家は名勝にはなっておりませんが、市の文化財に指定されております。但馬の方でも、細川邸とか豊岡市の中和邸は現在、市の指定となっております。

この横山家の特徴は、裏庭とか中庭とか南庭が存在していますが、今回の歴史的庭園、古い庭を古庭園と昔は呼んでおりましたが、現在では歴史的庭園と呼ぶのが通常でございます。歴史的庭園に対象となるのは南庭が指定になるかと思いますが。図面と写真を見させていただきますと、門構えでご承知のことかと思いますが。塀に囲まれたところに樹木がありますが、次のページの平面図がこれでございます。これが門構えですけれども、ここに木がございまして、庭がこの部分でございますが、ここに表門がございまして。こちらは下が北になりまして、こちらは大体南になっております。庭はここに枯滝と書いてありますが、滝は滝でも水の落ちない滝を枯滝と言いますが、枯滝から池があるわけです。この池が2段になっておりまして、深い池と浅い池がございまして、浅い池は水草を植えたものと思われます。池の形が膨らんで少し大きいですが、その前に知ってもらいたいのは、前の

一三さんの昭和 63 年の時にお聞きした中で、現在の建物、櫓の煙出しのある立派な建物ですが、この建物はどうも大正時代に改築されたようなことを聞きました。その前の江戸時代の大庄屋時代の建物は、一間半ほど南に寄っていたというものです。一間半ということですから、大体 3 m くらいですね。おそらくこの辺りに建物があつたと、3 m ほど少し南に建物が寄っていたと、古い建物はこういう風に考えられます。そして、その中央に石橋があり、左にも御成門跡があつたということです。実は八瀬家にも塀の真ん中くらいに御成門跡が確認できます。そして、そこから飛び石が座敷の方にまで続いていくのですが、ここでは飛び石の確認はできないのですが、私が注目しているのは、右の方の平たい石はお籠置き石だと私は思います。ですから、御成門から入り、ここにお籠を置いたということになります。大体御成のある豪邸はお籠置き石があります。ここには靴脱ぎ石がありますから、これから 2、3 個飛び石が続き、3 m 南に寄っていた書院に靴脱ぎして上がったのだろうと考えられます。このようにこの庭は南北に長くなっていますが、江戸時代の庭は 3 m ほど南に建物が寄っていたというのを確認いただいたと思います。

この庭の特徴としましては、枯滝から水が流れるような石組みを作って、そして池に水が溜まって、浅い池もあり、浅い池は水草池になっています。玄関からも庭に入れるようになっています。その東側に鉢前と書いておりまして、時代は不明ですが、組み直したことは事実です。鉢前に使われている手水鉢は、本鞍馬石という京都の鞍馬から出てくる貴重なものです。非常に一般の家庭、農家では買えないようなものが使われています。また池の水は、夏場の水が水田等に必要な時に水が入っているもので、これは非常に多く、一つの時代判別の材料になります。江戸初期だとか中世近世の始めくらいの庭には水源を確保しないことはなかなかないですが、このくらいの時代になると大庄屋に見られる庭の形態の一つとして、今年の水田の水の状態を把握できる一つの目安になったと長老から聞きました。八瀬家でも水が豊富に確保できる時には、池に充満しているが、冬季になると干上がってしまう。これは横山家にも見られます。夏は水がないのですが、しかしそれでも水草とか池とか枯滝とか石とかがありまして、鑑賞できるという庭になっております。

皆さんにお配りしている写真の、これが枯山水の中心の三尊石組と言ひまして、三石、真ん中に中心の位置があつて、あたかも阿弥陀三尊のような三石を用い、三尊石組とこう言ひますが、三尊石組がこの石の優れていたところで、また、当時の作庭技術を伺える貴重な石組でございまして、なかなかよくできているのではないかなと思います。そして、水は流さないですが、水が流れてくるような構成を致しまして、そして池に入るわけですがけれども、中央に石橋がかかっています。そして、園内はある程度回遊もできるという風になっております。そして、ここにあるのがお籠置き石と推定がされる石でございまして。範囲については、これが三尊石組のところでございます。一石高い石を中心にしまして、左右に石を置きまして滝を構成している中心の三尊石組でございます。この方は軸で残っていますが、この田寺家は初期のところでも少し資料がはっきりしていません。大体の資料を『龍野市史』やら、『太子町史』によってまとめましたのをここに挙げておりますが、大体宝暦年間から文化、文政年間あたりまで平井氏とか塩津氏と交代していますけれども、東組の大庄屋として拝命しており、そのうちの代々伝右衛門を襲名しており、民右衛門ともいわれています、この方が、なかなか功績をしたのではないかなという風に推定される方でございます。

この建物が北の方に一間半と 3 m に収まったわけですがけれども、現在こういう鉢前、濡縁から縁先になります。そして、これは縁先手水鉢というわけです。何といっても手水鉢が本鞍馬を使った石でございまして、なかなか立派なものでございます。これだけでも値打ちのあるものでございます。そ

ういう鉢前石組が付属しておりまして、これの材料はおそらく大庄屋時代のものではないだろうかと推定しております。

この庭をまとめますと、この当時の播磨地方の大庄屋の現存する庭園としては、西組の八瀬家と共に東組の横山家と代表的なものとして残っており、2つは両方合わせて比較鑑賞する上でも貴重な資料と思いますし、この地方の作庭技術、その姿を残しつつ、作庭意匠や技術、時代とこの地方の特色を有しているものと考えられます。文化財指定にし、皆様に知っていただき、人間の技術、意匠を末永く残していくことは非常にいいことではないかな、と思います。指定範囲については、事務局の方からということで、私の調べさせていただきました所見としては以上です。

○事務局

先生ありがとうございます。指定範囲につきましては、事務局で設定させていただいたのですが、このピンクの蛍光ペンで入れさせていただいた範囲を指定範囲とさせていただきたいと思います。西委員から紹介ありましたとおり、南の方に江戸時代の頃は3mほどせり出していたところで、その範囲で切って設定してもいいかなという話なのですが、鉢前のお話にもありましたように、その部分も古いものを残している可能性もありますので、そこまでを切り取った範囲を設定させていただきたいと思っております。この部分についてもご審議いただければと思います。

以上で事務局及び専門委員からの説明とさせていただきます。

○室井議長

ありがとうございました。事務局及び西委員から説明を頂きました。それでは説明のありましたところについて、ご質問、ご意見うかがいたいと思います。

○中村（信）委員

指定範囲外にしている、北側の突出した部分は、これは関係ないのですか。

○事務局

北側のピンクのところからはみ出している部分ですね。この部分については、おそらく、江戸時代のころはお宅だったという風に私は考えております。

○西委員

お籠置き石ですね。これは当時のものだと思います。先ほども言いましたように3mですから、大体一間半この辺りになるかと思うんですけども、お籠置き石があって、2番石、3番石があって靴脱ぎ石があって、ちょうどこの辺りになるかと思います。やはり座敷がありましたから、縁先手水鉢は当時からあったと思われます。ですからこれは少し移動しただけになります。

ということで、今事務局の方から提案のあったこの部分は建物との関係でどうなっていたか分からないのですけども、現在見ましても、この辺りはかなりこちらの方の石組の手法と意匠が少し違うなという感じはあります。そういったところから範囲とするのは、私も適切ではないかと思います。事務局の原案では、塀は入っていないようです。ここの御成門跡もやり替えられていますから跡は見えません。八瀬家などは、ここに飛石が連なっています。御成門からの、ここはそういう形態も見え

ませんが、話を聞きますと、ここに御成門があったということでございますし、八瀬家の例から見ましても、ほぼ同じ時期に同じ造園家、庭師によって造られた可能性が強いですし、塀は退けてこの範囲で指定するのは適切という風に思います。それから、樹木の方はほとんど江戸時代の物は残っておりません。全て更新しています。

○事務局

ありがとうございます。専門的な部分については西先生の見解をお借りする形になるかとは思いますが、もう一点だけ事務局から付け加えさせていただきますと、現在もこのお宅に所有者様がお住まいですので、現状変更だとか、生活範囲を触らないようにするということで、純粋に庭園の範囲だけをという意味合いの設定をさせて頂いております。そのため、構成要素としては、他の門や塀など含める形で指定してもよい、というところも考えたのですが、そうなった場合の所有者の住みやすさというところが損なわれるというところから、少し外させていただいているという形です。

○中村（信）委員

ありがとうございます。

○室井議長

他にございますか。

○科野委員

この鉢前の南までをするか、それとも鉢前までにするかという話がありましたが、それで先ほどから写真を見ながら私自身は素晴らしい、素敵なお庭だな、と思いました。また、鉢前の懐かしさといろいろな想いをもって見させていただきましたけども、それは何かと言いますと、鉢前ですが、実は私の実家、常全という地名なのですが、その実家は蓮光寺というお寺がございます。蓮光寺を開山した祖先から 300 年ほど前に分家として農家になったのです。僧侶の職を還俗致しまして、農家になったのです。それが 300 年前なのです。その 300 年前に農家になった我が家に同じような鉢前がございます、うちでは内前裁というのがお座敷に面した前裁で、外側に外前裁といいまして、日常生活に使用している庭にもう一つ前裁があったので内前裁と外前裁という形になっていたのです。その内前裁の中の座敷前にあります、上手水と言っていたのですが、やはりそれがこれと同じような形式でして、この部分だけを見ていると、私ここにおってよかったな、このような思い出があるな、というようなことを考えました点から、この鉢前は、そんなに昔じゃないかもしれないという気がするのです。なにしろ、農家に転じたのが 300 年前ですから、それ以降のことだと思うんです。苔むした灯籠とか、庭石がありましたが、紙手水鉢はそんなに苔むすこともなかったので、150 年前なのか、200 年前なのか、そういったことを思いますと、私はむしろ鉢前より指定するならば、南という形の方が妥当なのではないかな、と思いながら見せて頂きました。ちょうどこの映っているような本当に周りも全く同じような形でした。これを含めて、指定範囲とするのがどうかというところ少し思いました。

○事務局

指定範囲については、ピンクで示したところになってくるのですが、鉢の部分を含めるかどうかと

いうところの問題提起をいただいたところですが、鉢自体の年代が、今回の調査ではおそらく不明だということ、ただ恐らくこの部分でやり替えたという視点も鉢があったものと想定した場合は、これも構成要素に含んでいた方がいいのかもしれないというところで、指定範囲から外してしまうと、平たく言えば触りたい放題になってしまい、動かしたりということが、簡単にできてしまうというところから、そういう意味合いで鉢も守ったほうがいいのかなと。

○科野委員

景観上ということですか

○事務局

それも含めてですね。実際にこの年代が現時点の調査では不明ということも考えて、今後の調査保護を図っていくうえで調査していき、新たなことが分かった際に保護対象となるべきものであった場合には手遅れになってしまうのでそれを防ぐ意味合いを込めた設定と考えております。

○西委員

科野委員は鉢前を指定から外したほうがいいという意見なのですね。

○科野委員

200 年前程度の鉢前なのでは、と思いましたので。

○西委員

豪商豪農の家を見ましても、鉢前というのは、縁先手水鉢ともいうのですが、かなり古いものになります。兵庫県で知られました、豊岡市の細川さん、中和さん、加西の青山邸、たくさんあるのですが、ほとんどは建物に鉢前がついています。この場合には、3 mほど南に寄っているということですけれども、そのときにも恐らく手水鉢は縁先にあったかと思われます。1 間半北に下げたために、広くなったということは事実で、鉢前もやり替えたというのは間違いないと思われます。で、材料はその当時のものをどれだけ使ったということははっきりしないです。しかし、鉢前の縁先手水鉢は非常に立派なものです。なかなか貴重なもので、他は凝灰岩を使用していますが、これは鞍馬石、それも本鞍馬を使っておりますので貴重なものでもあり、当時江戸後期ころには貴重品とされていたものであると思われますので、私の考えとしては、これも範囲に入れて、残しておくべきものと思われます。

○科野委員

非常に趣は感じられます。孟宗竹が横に引いてあり、そこから手洗いをする形で。

○西委員

外したとしてもどこで線を引くというのが難しいところになります。1 間半というのがどこで線を引くのか。やはり、建物の縁側までというのが一番すっきりするのではないかと。

○室井議長

科野委員は200年前が新しいとおっしゃいましたが、実は作庭を想定されているのが200年前ですよ。1818年ですね。

○西委員

そうですね。

○室井議長

ただ200年前頃から外すとなると全てを外してしまうことになりますよね。

○科野委員

なるほど。

○室井議長

よろしいでしょうか。

○科野委員

はい。

○室井議長

ほかに質問、ご意見ございますか。

一点私の方からも確認なのですが、塀は外すということで、塀がどのような形になっても文化財の価値は変わらない、という考えでよろしいでしょうか。

○事務局

基本的にはそうです。できれば今の形を保つことが理想ではありますが、塀を触ることで指定対象物が崩れたりする場合は、現状変更の許可を出していただくことになるかとは思っています。崩れない形で触る分には指定から外していますので、問題ないかと考えております。

○室井議長

はい、わかりました。

他にいかがでしょうか。

○中村（信）委員

これがもし指定になった場合、居住の邪魔にならない程度に説明看板みたいなものを立てていただきたいと思っております。指定になったら、何の指定かわかるようにしていただきたいです。近隣の市町を見ても市町の指定文化財にしましてもきっちり行なっている市町もありますし、全く行っていない市町もあります。できればそのような案内板を立てていただきたいと思っております。

○事務局

位置等については今後考えていきます。今後どのような表示、どの場所に作るのか検討したいと思います。

○中村（信）委員

もし、できたら、指定が決定してそのあたりもわかりやすい看板を掛けていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。その点については指定後に検討させていただきます。

○室井議長

今の周知の問題になりますけども、町の条例でも町指定文化財となれば、活用するという文もありますので、この件また、活用の検討をしたいと思います。

○科野委員

いいですか。資料で指定される範囲が、73 坪となっております。斑鳩寺が近く観光のついでにちょっとこのような文化財があるのだったら立ち寄ってみようかなと思われた方があった場合、文化財指定ということで看板は設置していただけるのでしょうか、そのあたりは73 坪の部分は一般公開というかたちですね。

○事務局

現在もお住まいになられていますので、非公開という形にしておいて、秋口に文化財の強調週間とか、ヘリテージマンスという活用を促す期間がありますので、その時に特別公開という形をとらせていただこうかと思います。現在もお住まいなので、防犯上もよろしくないところもあり、今の考えではその期間だけ連携を取らせていただいて、所有者様にカギをかけていただく等の防犯上のセキュリティの整った状態で我々事務局も特別公開のときは、出勤させていただいて、安全な状態で見ていただき、普段は啓発活動をすることでこのようなものがあるとわかるようにし、特別公開の時のみオープンにするという活用方法がよいかと考えております。

○科野委員

そうしたらその間の日常的な管理のようなものは町指定になった場合は、町が管理するということでしょうか。

○事務局

所有者が個人になりますので、所有者の範囲で防犯していただく、なので原則非公開ということになります。特別公開の部分についての安全は、事務局もおりますので、一緒に見させてもらう形をとらせていただこうかと。

○室井議長

今の科野委員のご意見は、庭園そのものの維持についてではないでしょうか。

○事務局

剪定など、庭園そのものの維持管理ということでしょうか。

○科野委員

そうです。剪定のことはこちらに載っていたかと思いますが、町指定の文化財となれば当家的方は手を付けられないわけですね。そうすると横山さんのところも手は付けられない状況ではご不便になるのではないのでしょうか。

○事務局

日常の草抜き等の維持管理については、条例上は所有者が行っても問題ない範囲となっております。文化財としての価値が損なわれないように、所有者が維持管理をしていただいて問題ない範囲です。

○中村（信）委員

文化財の取り扱いと同じですね。現状変更する場合は、現状変更届を出すことになりますね。それ以外は日常生活に支障のない程度に行いますと。斑鳩寺の庫裏もそうですね。結果的に言うと、傷んでいますと、斑鳩寺から申請して庫裏を、町と県が補助しますから。今回もこのような考え方になりますね。

○科野委員

わかりました。ありがとうございます。

○室井議長

他にいかがでしょうか。ほかにご意見がないようでしたら審議を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○室井

ありがとうございます。それでは、横山家庭園につきましては、町指定文化財として指定することを妥当であるということに、そして、ご意見がありましたように周知あるいは公開のありかたの検討を別々に進めていただきたいと思います、これを答申の方に反映させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（拍手）

○室井

それでは、以上で一つ目の太子町文化財指定についての審議は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。では、次の議題に入りますので、説明審議にご参加いただいた西委員が退席されます。西委員ありがとうございました。

それでは、横山委員が戻ってこられるため、5分程度休憩を設けたいと思います。

休憩

○室井議長

それでは、時間になりましたので、再開致します。

それでは、「太子町立町民体育館の使用料及び使用許可の制限の見直しについて」、事務局より説明願います。

○事務局

失礼致します。それでは、「太子町立町民体育館の使用料及び使用許可の制限の見直しについて」説明させていただきます。

今年度体育館は、耐震・大規模改修工事を行っております。体育館施設の部屋によっては、空調の入れ替えや、床などを改修しております。また、トレーニング機器など更新しました。それに伴い、維持管理費や光熱費などが、掛かる予定です。使用料については、平成13年度に改定を行なっていますが、それ以降は見直しを行っておらず、受益者負担の考えに沿い、この改修を機に、使用料の見直しを行うということであげさせていただいております。

事務局の方で、施設の維持管理費を見込み、使用料で何%回収するかを各貸し部屋ごとに検討しました。また、現在の使用料と近隣市町の使用料を比較し、総合的に判断し、改正（案）を作成しました。それが、次のページの新旧対照表となっております。この中で、各部屋に使用料を設定させていただいています。改正後の使用料は、改正前の1.5倍程に上げております。また、時間の区分について、各部屋で、従来、午前午後と分け、正午から13時までは使用していませんでしたが、利用者によって、お昼に来られる方もいますので、そういう現状を踏まえ、新たに時間設定の方を行いました。また、柔剣道場、研修室につきまして、短い時間でも使用できるよう細かく分けまして、1時間半ごと、2時間ごとに細分しております。

もう一つの改正点は、営利営業などを認めていませんでしたが、町の文化会館や他の近隣市町の施設を参考にしまして、営利営業の講座や教室も体育館でできるようにし、稼働率を上げるように考えています。

また、大会準備などで、早く使わせてほしいという要望もございましたので、使用料を徴収し、開館時間を1時間繰り上げ、延長という形で料金も設定しております。

なお、減免規定につきましては、この度の改正では、挙げておりません。改正（案）の施行につきましては、周知期間や議会への上程を踏まえ、4月1日から5月31日までを周知期間とし、新しい使用料でスタートするのは、6月1日からと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○室井議長

それでは、説明いただいた内容について、ご質問などありませんか。

○藏屋委員

資料の「収入実績及び収入の見込み」のところで、延べの利用人数のことは書いてありますが、稼働率については、どのくらいの稼働率になっていますか。土曜日、日曜日の利用状況はどれくらいですか。

○事務局

土曜日、日曜日は、大会があり、また一般開放と言い、自由に使える日としていて、ほぼ 100%利用されております。あと平日につきましては、特に午前中は、主婦層を中心に使用率は 100%で予約も埋まっております。平日の午後は空いている時間はありますが、夜間はほぼ 100%使われております。

卓球場とトレーニングルームにつきましても、ほぼ使われております。

○中村（薫）委員

このような使用料値上げについては、町民がとても意識する部分だと思います。平成 13 年度以降、見直しを行っていないということで、この改修で、見直す時期に来ているとも思います。

資料の中で、改正（案）の使用料を見て、近隣市町の使用料と比較しても高くないと思いますので、私は原案どおりでもいいと思います。

○室井議長

諮問の中で、使用許可の制限の見直しについてもありましたが、改正（案）として、営利目的の団体等の使用を認めることについてご意見ありませんか。

○中村（薫）委員

その件については、稼働率を上げることを考えた時に、営利目的の団体の使用もいいと私は思います。

○事務局

これまで、営利目的で、民間の企業が使わせて欲しいとか、個人が教室を開きたいという問い合わせがいくつかありました。その場合は、現行の条例ではできないとお断りしたことがあります。また、ボクシングなどの興行についての問い合わせもありました。

研修室は、会議目的でしか使われていませんでしたが、改修により、スタジオという形で、鏡などもつけますので、ヨガなどもでき、色々な教室や講座に活用できるかと思います。そういった意味で稼働率は上がると思います。

○大高委員

民間企業などが、営利目的で、教室や講座を行うとなった時に毎週何曜日の何時から何時までと時間を固定されると思いますが、年間を通しての予約は可能ですか。

○事務局

予約は一ヵ月前からです。

○大高委員

そうすると、教室や講座を開きたい団体が、予約がとれないという状況もあり得るので、そういった団体には、予約が取れない可能性もあることを伝えた上で、運用する必要がありますね。

○中村（信）委員

文化施設では、1～2ヵ月前から、予約がとれますよね。体育館もそれに準じていますよね。基本、予約は早い者勝ちで、町行事で使う場合や登録団体などは優先されますよね。

○事務局

そうです。太子町や太子町体育協会や中学校体育連盟など、公的なものは優先して予約できます。また、町内の登録団体なども優先されます。その後、その他の方は、空いているところに1ヵ月前から予約を受付できます。

○中村（信）委員

営利目的を許可する関係で、一般の方の利用が制限されることは問題だと思います。そこを何とかクリアできれば、改正（案）も可なのかなと感じます。

○大高委員

単発的に使うことは良いけれども、固定で押さえることは実質難しいと思います。

○事務局

一般の方が利用しにくくならないようにということですね。

○大高委員

固定で予約することは駄目だということを明記する必要があると思います。誤解を招かないよう営利目的でも単発的な催しに限るなど、規定をしっかりと定める必要があると思います。

○室井議長

今出た意見では、一般の町民の利用に支障がないようにということが挙げられました。受付期間の設定など、しっかり検討して頂ければ、それも多少クリアできるかなと思います。特に、営利目的の団体により、一般の町民が利用したい時に利用しにくくなることのないようにして頂きたいと思います。

他に意見ありますか。

○廣田委員

改正（案）の中で、太子町の住民以外の者が使用する場合は、使用料を1人につき、100円を加算するとありますが、これはどのように町内か町外かを把握されますか。利用される方全員に住所を書いていただくとかですか。

○事務局

聞き取りによってです。

○科野委員

登録団体が使用する場合、1人でも町内在住者がいれば、加算なしということではないですか。

○事務局

基本の使用料については、町内、町外関係なく同じで、使用する団体の中で、町外の方が1人につき100円を加算、町外の方が5人おれば、500円の加算となります。

○室井議長

その他、意見ございますか。

○榮藤教育次長

4月から体育館が現状と比べ、どのように変わるかの概略を体育館から説明いたします。

○事務局

まずバレーやバスケットのコートなどで使うアリーナについては、床自体を更新しました。ラインテープもしています。照明については、LEDに変わり、天井も軽量の天井に入れ替わりました。また、バスケットのゴールも新しくなりました。柔剣道場につきましては、壁の改修がなされました。研修室につきましては、従来、会議室程度だったものが、一新され、若干広くなり、ミラーが付き、音響設備も入ります。一つの部屋をパーテーションで分けることができます。

あとトレーニング室につきましても、床を張り替え、機器が新しくなります。ランニングマシンやエアロバイクの筋トレマシンなど、新しく7台程度入れます。バーベルやダンベルなどは、引き続き使っていただくということになります。卓球場は床を張り替えて綺麗な状態になります。空調につきましては、これまで事務所と会議室しかなかったのですが、待合のロビーや研修室、トレーニング室と2階の卓球場に冷暖房がつくようになります。以上です。

○榮藤教育次長

大規模改修ですので、枠はそのままになりますので、アリーナは面積がそのまま、バスケットゴールなどの設備は新しくなります。研修室は、会議以外にもヨガやエアロビクスなどが出来る等、多目的に使用できるよう改修されます。トレーニング室については、機器が更新されます。冷暖房設備につきましては、今までにはなかった卓球場やトレーニングルームなどにも付きます。外観も綺麗になっておりますが、駐車場は、前と比べ、西側に広く設けており、また、北側もポケットパークのような部分もなくし、広がります。また、体育館下の駐車場についても物資など、出来る限り、取り除

き、駐車スペースを確保しています。

○大高委員

アリーナ、柔剣道場は冷暖房の使用の有無に関わらず、この使用料で、研修室のみ、冷暖房機を使用した場合、5割を加算するのですね。

○事務局

はい、そうです。

○室井議長

他にいかがでしょうか。

他に意見がないとのことなので、これで審議は終了します。

それでは、体育館の使用料の見直しについては、近隣市町と比べてもほぼ差異のない設定がされており、使用許可の制限については、町民の使用に支障をきたさない前提として、原案を妥当なものとして答申したいと思います。

よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○室井議長

ご了承いただきありがとうございます。

それでは、答申書を作成します。出来上がるまで少し時間を必要としますので暫時休憩とします。

————— 休憩 —————

○室井議長

お待たせしました。答申書案が出来上がりましたので、皆さんに確認していただきたいと思います。

○事務局

それでは、答申書案を読み上げさせていただきます。

(答申書案朗読)

○室井議長

この内容で答申させていただいて、よろしいでしょうか？

○委員一同

異議なし。

(教育長入室)

○室井議長

それでは、答申させていただきます。

(答申書を朗読し、教育長に渡す)

以上で、今日の議題はすべて終了しました。多くの意見をいただき、また議事の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これで、議長を退任させていただきます。

○事務局

この答申を受けまして、結果を町広報及びホームページにて公表する予定です。

委員の皆さま方には、長時間にわたりまして、また慎重に、ご熱心に審議を賜りありがとうございました。

これをもって本日の審議会を閉会とさせていただきます。

太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、ここに署名する。

令和 2 年 1 月 27 日

委員

中村 薫 

委員

廣田 ちほみ 